

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

田口団地	霧島市霧島田口864番地	木造2階建	4	平成27
------	--------------	-------	---	------

」を

「

田口団地	霧島市霧島田口864番地	木造2階建	4	平成27
	霧島市霧島田口864番地	木造2階建	4	平成30

」に

改める。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（提案理由）

田口団地の2号棟新築工事が平成31年2月に完了することに伴い、当該住宅を市営住宅として設置し、管理するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。